

## 郡山市物価高騰対策推進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響による社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、物価高騰の状況下においても利益を確保し、事業を継続していくためのDX化、GX化等による経営体質の強化を図ることを目的として、専門家の指導のもとに、業種及び業界ごとの特性、経営環境等に応じたコスト削減、省エネルギー化、仕入先の転換、共同調達、業務の効率化等のスケールメリットを活かした物価高騰対策の仕組みづくり及びノウハウの構築等に取り組む団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) DX化 デジタルトランスフォーメーションの略称のことをいい、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データ及びデジタル技術を活用して、顧客又は社会のニーズを基に、製品、サービス又はビジネスモデルを変革するとともに、業務そのもの、組織、プロセス又は企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立していくことをいう。
- (2) GX化 グリーントランスフォーメーションの略称のことをいい、温室効果ガスの排出につながる化石燃料等の使用を再生可能エネルギー又は脱炭素ガスに転換していくことをいう。
- (3) 専門家 公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の国家資格を有する者をいい、高度な専門的見地から事業者の経営を支援する者又は専門知識、経験等をもって事業者の抱える経営課題を支援することを業として行う法人をいう。
- (4) スケールメリット 規模を大きくすることで生産性や経営効率を上げることを行う。
- (5) 団体等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 事業者を中心に構成された、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項第7号及び第8号に規定する組合及びその連合会
  - イ 強化法第2条第1項第6号に規定する企業組合のうち、事業者を中心に構成された組合であって、本補助金の交付の目的に照らして市長が適当と認める組合
  - ウ ア又はイに該当しないもののうち、事業者を中心に構成された、この要綱に基づく補助事業提案書等の提出前2年間に団体として継続的な活動を行った実績がある、特定の業種及び業界に属した団体であって、本補助金の交付目的に照らして市長が適当と認める団体
  - エ アからウまでに該当するもので構成された団体
- (6) 事業者 強化法第2条第1項に規定する会社又は個人で、市内に主たる事務所又は事業所を有し、商工業を主たる事業として営む者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、団体等で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) この要綱による補助金を過去に受けたことがあるもの
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 団体等及びその構成員が、次のいずれかに該当するもの
  - ア 団体等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
  - イ 第5条第1項の規定による補助事業提案書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められるもの（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの  
（補助金の交付の対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費で、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

- (1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額
- (2) 他の補助金の交付の対象となる経費
- 2 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、1団体当たり500万円を限度とする。
- 3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
（補助事業提案書の提出及び事業の採択）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の交付の申請をする前に、補助事業提案書（第1号様式）、補助事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）（以下これらを「補助事業提案書等」という。）を、令和4年11月30日までに提出するものとする。

- 2 市長は、前項の補助事業提案書等の提出があったときは、別に定める基準に基づき審査し、事業提案に係る採択の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、提案のあった事業を採択した場合にあっては郡山市物価高騰対策推進支援補助金に係る事業提案採択通知書（第4号様式）、提案のあった事業を不採択した場合にあっては郡山市物価高騰対策推進支援補助金に係る事業提案不採択通知書（第5号様式）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 前条第3項の規定により採択の通知を受けた者は、当該通知に記載する期日までに規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は補助事業計画書、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体等の定款、規約、会則等活動実態が確認できる書類
- (2) 団体等の組織図、体制図等組織体制が確認できる書類
- (3) 団体等の役員、代表者名簿等構成状況が確認できる書類
- (4) 団体等の直近2年間の決算書の写し及び事業報告書の写し
- (5) 事業の実施内容等が確認できる書類
- (6) 同意書兼誓約書（第6号様式）
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、郡山市物価高騰対策推進支援補助金不交付決定通知書（第7号様式）により前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更  
（補助金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 団体等の取組成果を広く市内事業者にもモデル的事例として展開することに同意すること。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例（平成29年郡山市条例第12号）の趣旨を踏まえ、市内事業者の発注に努めること。
- (5) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月10日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第8号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 効果分析資料、成果物の写真等事業の実施状況及び成果が確認できる書類

- (2) 領収書等補助対象経費が確認できる書類
- (3) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数をいう。）が経過する日までの期間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の例
専門家指導費	専門家によるコンサルティング、専門家によるスキーム構築に向けた検討、ノウハウの収集、新たな仕組みづくり、指導等に要する経費
調査費	調達及び仕入先の開拓、調達方法（共同購入等）の転換に係る調査費等 (外注費、委託費、謝金、旅費等)
導入、実証費	共同調達や未利用資源、資産活用等の仕組みづくりに要する経費、共同調達等を実装するためのシステム等の導入及び開発に要する経費、本格導入に向けた実証等に要する経費（機械器具費、外注費、委託費、賃借料、消耗品費、産業財産権導入費、専門家謝金、旅費、運搬費等）
その他経費	上記に定めるもののほか物価高騰対策に関する取組に必要と認められる経費